



# 鳥取県公報

平成 21 年 12 月 22 日(火)  
号外第 1 3 4 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 規 則	鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則（86）（業務効率化室）・・・・・・・・・・ 4 鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例施行規則及び鳥取県 事務処理権限規則の一部を改正する規則（87）（財源確保室）・・・・・・・・・・ 7 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正 する規則（88）（福利厚生室）・・・・・・・・・・ 13 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 （89）（住宅政策課）・・・・・・・・・・ 14
◇ 病院局管 理規程	鳥取県病院局事務決裁規程の一部を改正する規程（7）（総務課）・・・・・・・・・・ 17

## ==== 公布された規則のあらまし ====

## 鳥取県行政組織規則の一部改正について

## 1 規則の改正理由

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部が改正され、障害者自立支援法の経過措置により、従前の例により運営することができる知的障害者更生施設としていた鹿野かちみ園及び鹿野第二かちみ園を平成22年1月1日に同法に規定する障害者支援施設へ移行させることに伴い、所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

(1) 鹿野かちみ園及び鹿野第二かちみ園が障害者支援施設（現行 知的障害者更生施設）に移行することに伴い、所要の規定の整備を行う。

(2) 本庁の内部組織に係る規定について、所要の規定の整備を行う。

## (3) 施行期日等

ア 施行期日は、公布日とする(2)及びイを除き、平成22年1月1日とする。

イ (2)に伴い、日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則について所要の規定の整備を行う。

## 鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例施行規則及び鳥取県事務処理権限規則の一部改正について

## 1 規則の改正理由

鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

(1) 鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例施行規則の一部改正

ア 規則の失効期限を平成22年3月31日とする規定を削る。

イ 放置自動車にはり付ける警告書の様式を定める。

ウ その他所要の規定の整備を行う。

(2) 鳥取県事務処理権限規則の一部改正

鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例の一部改正に伴う所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例の一部を改正する条例の施行の日とする。

## 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正について

## 1 規則の改正理由

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正に伴い、新たに補償の対象とすることとされた船員である非常勤の職員について、地方公務員災害補償法における船員である職員に対するのと同様の措置を講ずる。

## 2 規則の概要

(1) 通勤による災害に係る一部負担金の納付を要しない者に船員である非常勤の職員を加える。

(2) 施行期日は、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の施行の日とする。

## 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について

## 1 規則の改正理由

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部が改正され、県営住宅の入居者の選考に当たって犯罪被害者等が優先入居の対象とされたことに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 犯罪被害者等に該当する者が県営住宅の入居申込を行う場合は、被害状況等申告書及び同意書を他の必要書類と併せて入居申込書に添付して提出するものとする。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行の日とする。

# 規 則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年12月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第86号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
目次 第1章 略 第2章 本庁 第1節 部局等、 <u>局</u> 、課等の設置（第5条・第6条） 第2節及び第3節 略 第3章 略 第4章 地方機関 第1節～第5節 略 第6節 福祉保健部の所管に属する機関 第1款～第5款 略 第6款 <u>障害者支援施設</u> （第59条・第60条） 第7款～第19款 略 第7節～第14節 略 第5章 略 附則  （機関の分類） 第2条 略 2 本庁とは、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第158条第1項の規定に基づき設置される普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織（以下「部局等」という。）並びに部局等の下に設けられる <u>局（局に相当するものを含む。以下同じ。）</u> 及び課（課に相当するものを含む。以下同じ。）をいう。 3及び4 略	目次 第1章 略 第2章 本庁 第1節 部局等、 <u>局等</u> 、課等の設置（第5条・第6条） 第2節及び第3節 略 第3章 略 第4章 地方機関 第1節～第5節 略 第6節 福祉保健部の所管に属する機関 第1款～第5款 略 第6款 <u>知的障害者更生施設</u> （第59条・第60条） 第7款～第19款 略 第7節～第14節 略 第5章 略 附則  （機関の分類） 第2条 略 2 本庁とは、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第158条第1項の規定に基づき設置される普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織（以下「部局等」という。）並びに部局等の下に設けられる <u>局等及び課（課に相当するものを含む。以下同じ。）</u> をいう。 3及び4 略

第 1 節 部局等、局、課等の設置

(部局等及び局の名称等)

第5条 略

2 前項に掲げる部局等のうち、次の表の左欄に掲げる部の下に、同表の右欄に掲げる局を置く。

略
---

(局及び課並びに内部組織の設置)

第6条 次の表の左欄に掲げる部局等に、同表の中欄に掲げる局及び課を置き、課に内部組織として同表の右欄に掲げる係等を置く。

部局等	<u>局</u> 及び課	内部組織
略		

(福祉保健部各課の所掌事務)

第9条 福祉保健部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

福祉保健課 略

障害福祉課

(1)～(5) 略

(6) 身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、障害者支援施設及び障害者体育センターに関すること。

子ども発達支援室～健康政策課 略

(職制及び職務)

第16条 略

2～4 略

5 局及び課に、それぞれその長を置き、当該長は、それぞれ当該局及び課の事務をつかさどる。

6 部局等、局及び課の長の職務を補佐し、その者に事故がある場合は、その職務を代行させるため、必要があると認めるときは、部局等に次長(次長に相当するものを含む。以下同じ。)を、課に課長補佐(課長補佐に相当するものを含む。以下同じ。)を置くことができる。

7～11 略

第 6 款 障害者支援施設

(名称及び位置)

第59条 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年鳥取県条例第11号。以下「社会福

第 1 節 部局等、局等、課等の設置

(部局等及び局等の名称等)

第5条 略

2 前項に掲げる部局等のうち、次の表の左欄に掲げる部の下に、同表の右欄に掲げる局等を置く。

略
---

(局等及び課並びに内部組織の設置)

第6条 次の表の左欄に掲げる部局等に、同表の中欄に掲げる局等及び課を置き、課に内部組織として同表の右欄に掲げる係等を置く。

部局等	<u>局</u> 等及び課	内部組織
略		

(福祉保健部各課の所掌事務)

第9条 福祉保健部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

福祉保健課 略

障害福祉課

(1)～(5) 略

(6) 身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、知的障害者更生施設及び障害者体育センターに関すること。

子ども発達支援室～健康政策課 略

(職制及び職務)

第16条 略

2～4 略

5 局等及び課に、それぞれその長を置き、当該長は、それぞれ当該局等及び課の事務をつかさどる。

6 部局等、局等及び課の長の職務を補佐し、その者に事故がある場合は、その職務を代行させるため、必要があると認めるときは、部局等に次長(次長に相当するものを含む。以下同じ。)を、課に課長補佐(課長補佐に相当するものを含む。以下同じ。)を置くことができる。

7～11 略

第 6 款 知的障害者更生施設

(名称及び位置)

第59条 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年鳥取県条例第11号。以下「社会福

<p>祉施設設置条例」という。)第2条の規定により設置された<u>障害者支援施設</u>の名称及び位置は、次のとおりである。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px 0;">略</div> <p>(所掌事務)</p> <p>第60条 <u>障害者支援施設は、障害者につき、当該施設において必要な日常生活上の支援を行うとともに、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練又は支援並びに就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事務を所掌する。</u></p>	<p>祉施設設置条例」という。)第2条の規定により設置された<u>知的障害者更生施設</u>の名称及び位置は、次のとおりである。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px 0;">略</div> <p>(所掌事務)</p> <p>第60条 <u>知的障害者更生施設は、18歳以上の知的障害者を入所させて、これを保護するとともに、その更生に必要な指導訓練を行う事務を所掌する。</u></p>
--	---

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年1月1日から施行する。ただし、目次の改正規定(「同等」を「局」に改める部分に限る。)、第2条第2項、第2章第1節の節名、第5条の見出し及び同条第2項、第6条(見出しを含む。)並びに第16条第5項及び第6項の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。
- (日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則の一部改正)
- 2 日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則(平成12年鳥取県規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(公の意思の形成への参画に携わる職)</p> <p>第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、次に掲げる職とする。</p> <p>(1) 鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号)第13条第2項に規定する部局長等及び同条例第14条第2項に規定する会計管理者並びに鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号。以下「組織規則」という。)第16条の規定により置かれる<u>局</u>及び課の長、次長、理事監並びに参事監</p> <p>(2)~(5) 略</p>	<p>(公の意思の形成への参画に携わる職)</p> <p>第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、次に掲げる職とする。</p> <p>(1) 鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号)第13条第2項に規定する部局長等及び同条例第14条第2項に規定する会計管理者並びに鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号。以下「組織規則」という。)第16条の規定により置かれる<u>局等</u>及び課の長、次長、理事監並びに参事監</p> <p>(2)~(5) 略</p>

鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例施行規則及び鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年12月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県規則第87号

鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例施行規則及び鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則

(鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例施行規則(平成16年鳥取県規則第59号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(以下この条において「移動条項等」という。)に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(以下この条において「移動後条項等」という。)が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等(以下この条において「削除条項等」という。)を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等(以下この条において「追加条項等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条及び項の表示並びに削除条項等を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条及び項の表示並びに追加条項等を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式(以下この条において「移動様式」という。)に対応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式(以下この条において「移動後様式」という。)が存在する場合には、当該移動様式を当該移動後様式とし、移動後様式に対応する移動様式が存在しない場合には、当該移動後様式を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において使用する用語の意義は、<u>条例で使用する用語の例</u>による。</p> <p>(警告書のはり付け)</p> <p>第3条 <u>条例第4条第1項に規定する警告書は、様式</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、<u>次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>県有地等</u> 条例第2条第1号に規定する<u>県有地等</u>をいう。</p> <p>(2) <u>自動車</u> 条例第2条第2号に規定する<u>自動車</u>をいう。</p> <p>(3) <u>放置</u> 条例第2条第3号に規定する<u>放置</u>をいう。</p> <p>(4) <u>放置自動車</u> 条例第2条第4号に規定する<u>放置自動車</u>をいう。</p>

第1号によるものとする。

(警察署への通報)

第4条 略

(身分証明書)

第5条 条例第4条第4項に規定する身分を示す証明書は、様式第2号によるものとする。

(放置自動車の移動等に係る通知等)

第6条 条例第5条第2項の規定による通知は、放置自動車移動保管通知書(様式第3号)により行うものとする。

2 略

(放置自動車の引渡し)の告示)

第7条 略

2 条例第7条第3項の規定による告示は、同項に規定する事項を鳥取県公報へ登載することにより行うものとする。

3 条例第7条第3項第6号の規則で定める事項は、放置自動車及び当該放置自動車内に放置されている物件の引取りの方法とする。

附 則

(施行期日)

1 略

(鳥取県事務処理権限規則の一部改正)

(警察署への通報)

第3条 略

(身分証明書)

第4条 条例第4条第4項に規定する身分を示す証明書は、様式第1号によるものとする。

(放置自動車の移動等に係る通知等)

第5条 条例第5条第2項の規定による通知は、放置自動車移動保管通知書(様式第2号)により行うものとする。

2 略

(廃物認定)の告示)

第6条 略

(処分)の告示)

第7条 条例第8条第2項の規定による告示は、同項に規定する事項を鳥取県公報へ掲載することにより行うものとする。

2 条例第8条第2項第6号の規則で定める事項は、放置自動車及び放置物件の引取りの方法とする。

附 則

(施行期日)

1 略

(この規則の失効)

2 この規則(附則第4項を除く。)は、平成22年3月31日限り、その効力を失う。

(経過措置)

3 条例及びこの規則(以下「条例等」という。)の失効の日(以下「条例等失効日」という。)以前に知事が条例等に基づく行為等を行い、又は行っている放置自動車があるときは、当該放置自動車に対する措置については、条例等は、条例等失効日以後も、なおその効力を有する。

(鳥取県事務処理権限規則の一部改正)



2 略

様式第1号(第3条関係)

番 号
年 月 日
警 告 書
<p>この自動車の所有者、占有者若しくは使用者又はこの自動車を放置し、若しくは放置させた者(以下「所有者等」という。)は、至急、この自動車を撤去してください。</p> <p>平成 年 月 日までに撤去されない場合は、鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例第5条第1項の規定に基づき、県において自動車の移動をすることがあります。</p> <p>さらに、平成 年 月 日までに撤去されない場合は、同条例第7条第1項の規定に基づき、自動車を使用済自動車とみなし、使用済自動車の再資源化等に関する法律の手續に従い、県において引取業者への引渡し等の措置を講ずることがあります。</p>
職 名 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">印</span>
電話番号
<p>所有者等以外の方で、所有者等に心当たりのある方は、上記の電話番号に連絡してください。</p>

様式第2号(第4条関係)

(表)
略
(裏)
<p>鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例(抜すい)</p> <p>(調査等)</p> <p>第4条 知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号)第13条第2項に規定する部局長等、同条例第2条の規定により設置される</p>

4 略

様式第1号(第4条関係)

(表)
略
(裏)
<p>鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例(抜すい)</p> <p>(調査等)</p> <p>第4条 知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号)第13条第2項に規定する部局長等、同条例第2条の規定により設置される</p>

部局等を構成する内部組織の長その他の知事の権限に属する事務を処理するための組織を構成する機関の長。以下同じ。)は、放置自動車があるときは、当該放置自動車の状況、所有者等その他の事項を調査するとともに、当該放置自動車の撤去を促すために当該放置自動車に警告書をはり付けることができる。

2 略

3 知事は、第1項の規定により放置自動車を調査する場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、当該放置自動車の施錠を解錠し、その目的を達成するため必要な範囲内で、当該放置自動車の車内の調査をすることができる。

(1) 道路運送車両法第11条第1項の規定により自動車登録番号標を取り付けなければならないこととされている自動車にあっては、次のいずれかに該当すること。

ア 自動車登録番号標が取り外されていること。

イ 自動車登録番号標の表示内容が読みとれないこと。

ウ 道路運送車両法第15条第1項若しくは第5項の規定による永久抹消登録、同法第15条の2第1項の規定による輸出抹消仮登録又は同法第16条第1項の規定による一時抹消登録がなされていること。

(2) 道路運送車両法第73条第1項の規定により車両番号標を表示しなければならないこととされている自動車にあっては、当該車両番号標が取り外されていること又はその表示内容が読みとれないこと。

(3) 放置自動車の外部からの調査のみでは所有者等が判明しないこと。

4 第1項及び前項の規定による調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5 第1項及び第3項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

部局等を構成する内部組織の長その他の知事の権限に属する事務を処理するための組織を構成する機関の長。以下同じ。)は、放置自動車があるときは、当該放置自動車の状況、所有者等その他の事項を調査するとともに、当該放置自動車の撤去を促すために当該放置自動車に警告書をはり付けることができる。

2 略

3 知事は、第1項の規定により放置自動車を調査する場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、当該放置自動車の施錠を解錠し、その目的を達成するため必要な範囲内で、当該放置自動車の車内の調査をすることができる。

(1) 道路運送車両法第11条第1項の規定により自動車登録番号標を取り付けなければならないこととされている自動車にあっては、当該自動車登録番号標が取り外されていること若しくはその表示内容が読みとれないこと、同法第15条第1項若しくは第5項の規定による永久抹消登録、第15条の2第1項の規定による輸出抹消仮登録又は第16条第1項の規定による一時抹消登録がなされていること。

(2) 道路運送車両法第73条第1項の規定により車両番号標を表示しなければならないこととされている自動車にあっては、当該車両番号標が取り外されていること又はその表示内容が読みとれないこと。

(3) 放置自動車の外部からの調査のみでは所有者等が判明しないこと。

4 第1項及び前項の規定による調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5 第1項及び第3項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

	6 略
様式第3号(第6条関係) 略	様式第2号(第5条関係) 略

(鳥取県事務処理権限規則の一部改正)

第2条 鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下この条において「移動別表細目」という。)に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下この条において「移動後別表細目」という。)が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動別表細目に対応する移動後別表細目が存在しない場合には、当該移動別表細目(以下この条において「削除別表細目」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(別表の細目の表示及び削除別表細目を除く。以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(別表の細目の表示を除く。)に改める。

改正後										改正前											
別表第1(第3条 第4条 第5条 第6条 第8条 第11条関係) 共通事務員に係る事務処理権限										別表第1(第3条 第4条 第5条 第6条 第8条 第11条関係) 共通事務員に係る事務処理権限											
事 項		事務処理権限の区分								事 項		事務処理権限の区分									
種 類	内 容	専 決 権 者				委 任 決 裁 権 者				種 類	内 容	専 決 権 者				委 任 決 裁 権 者					
		知事	部長	課長	担当職員	地方機関の長	副知事	局長	課長			担当職員	地方機関の長	知事	部長	課長	担当職員	地方機関の長	副知事	局長	課長
略										略											
八 公有財産の管理に関する事務	略									八 公有財産の管理に関する事務	略										
	11 鳥取県景有地等における自動車の放置に関する措置に関する条例(平成16年鳥取県条例第32号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの										11 鳥取県景有地等における自動車の放置に関する措置に関する条例(平成16年鳥取県条例第32号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの										
	(一)~(七) 略										(一)~(七) 略										
	(八) 同条例第7条第1項の規定による <u>放置自動車の引渡し</u> (1)及び(2) 略										(八) 同条例第7条第1項の規定による <u>塵物の認定</u> (1)及び(2) 略										
	(九) 略										(九) 略										
	(十) 同条例第7条第3項の規定による告示										(十) 同条例第8条第1項の規定による <u>放置自動車の処分</u> (1) 本庁が管理する公有財産に係るもの (2) 地方機関が管理する公有財産に係るもの										
	(十一) 同条例第7条第4項の規定による <u>放置自動車の引渡し</u> (1)及び(2) 略										(十二) 同条例第8条第2項の規定による告示										
	(十二) 同条例第8条										(十二) 同条例第8条第3項の規定による <u>放置自動車の処分</u> (1)及び(2) 略										
											(十三) 同条例第9条										

	の規定による費用の 請求 (1)及び(2) 略																			
	略																			
略																				

	の規定による費用の 請求 (1)及び(2) 略																			
	略																			
略																				

附 則

この規則は、鳥取県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例の一部を改正する条例（平成21年鳥取県条例第68号）の施行の日から施行する。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年12月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 鳥取県規則第88号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年鳥取県規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（通勤による災害に係る一部負担金）</p> <p>第24条 条例第22条第1項に規定する規則で定める職員は、次の各号の<u>いずれか</u>に該当する者とする。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p><u>（5） 船員法（昭和22年法律第100号）第1条に規定する船員である者</u></p> <p>2 略</p>	<p>（通勤による災害に係る一部負担金）</p> <p>第24条 条例第22条第1項に規定する規則で定める職員は、次の各号の<u>一</u>に該当する者とする。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>2 略</p>

#### 附 則

この規則は、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例（平成21年鳥取県条例第69号）の施行の日から施行する。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年12月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県規則第89号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和37年鳥取県規則第70号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号及び様式の表示並びに追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動様式」という。）に対応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動後様式」という。）が存在する場合には、当該移動様式を当該移動後様式とし、移動後様式に対応する移動様式が存在しない場合には、当該移動後様式を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（入居の申込書等）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項第1号の入居申込書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第2号に掲げる書類については、提示すれば足りる。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>（5） <u>条例第7条第4項第1号から第12号までのいずれかに該当する者</u>にあっては、これを証明する書類（前各号の書類でこれを証明することができる場合を除く。）</p> <p>（6） <u>条例第7条第4項第13号に該当する者</u>にあっては、<u>被害状況等申告書（様式第4号の2）</u>及び<u>同意書（様式第4号の3）</u></p> <p>（7） <u>誓約書（様式第4号の4）</u></p> <p>（8） 略</p> <p>3～5 略</p> <p><u>様式第4号の2</u>（第2条関係） 被害状況等申告書</p> <p>私は、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和34年鳥取県条例第49号）第7条第4項第13号</p>	<p>（入居の申込書等）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項第1号の入居申込書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第2号に掲げる書類については、提示すれば足りる。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>（5） 条例第7条第4項に該当する者<del>にあっては、これを証明する書類（前各号の書類でこれを証明することができる場合を除く。）</del></p> <p>（6） <u>誓約書（様式第4号の2）</u></p> <p>（7） 略</p> <p>3～5 略</p>

に該当しますので、以下のとおり犯罪等の被害について申告します。

年 月 日

入居申込者 住所  
氏名

記

被害者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	
	申告者との関係	
被害を受けた日時	年 月 日 時 分	
被害の場所		
被害の概要		
被害届等を行った警察署及び届出年月日	_____警察署 年 月 日	

備考

- 1 新聞記事の写し等上記被害の事実が確認できるものがあれば、添付すること。
- 2 交通事故の被害者である場合は、交通事故証明書の写しを添付すること。

様式第4号の3（第2条関係）

同意書

私は、被害状況等申告書に記載されている被害の内容の届出の有無を確認するための照会が警察機関に対してなされることについて同意します。

年 月 日

住所  
氏名

注1 この同意書は、犯罪被害者が記入すること。

2 犯罪被害者が死亡等で同意書を提出できない

ときは、同意書の提出は不要とする。

- 3 犯罪被害者が未成年又は成年被後見人であるときは、当該犯罪被害者の法定代理人であることを表示して法定代理人が同意書を提出すること。

様式第4号の4（第2条関係） 略

様式第4号の2（第2条関係） 略

#### 附 則

この規則は、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成21年鳥取県条例第76号）の施行の日から施行する。



# 病 院 局 管 理 規 程

鳥取県病院局事務決裁規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成21年12月22日

鳥取県営病院事業管理者職務代理者

鳥取県病院局長兼病院局総務課長 嶋 田 雄 二

## 鳥取県病院局管理規程第7号

鳥取県病院局事務決裁規程の一部を改正する規程

鳥取県病院局事務決裁規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動別表細目」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動後別表細目」という。）が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動別表細目に対応する移動後別表細目が存在しない場合には、当該移動別表細目（以下「削除別表細目」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示及び削除別表細目を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
別表第2（第4条関係） 局長の専決事項 1～13 略 14 鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例（平成16年鳥取県条例第32号）に基づく知事の権限に属する事務のうち、管理者にその権限を委任された <u>同条例第7条第2項又は第3項の規定による告示に関する事務</u> 15 略	別表第2（第4条関係） 局長の専決事項 1～13 略 14 鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例（平成16年鳥取県条例第32号）に基づく知事の権限に属する事務のうち、管理者にその権限を委任された <u>事務で次に掲げるもの</u> (1) <u>同条例第7条第2項の規定による告示</u> (2) <u>同条例第8条第2項の規定による告示</u> 15 略
別表第4（第6条関係） 局長の委任決裁事項及び局総務課長の委任決裁事項 略 病院長の委任決裁事項 1～28 略 29 鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例に基づく知事の権限に属する事務のうち、管理者にその権限を委任された事務で	別表第4（第6条関係） 局長の委任決裁事項及び局総務課長の委任決裁事項 略 病院長の委任決裁事項 1～28 略 29 鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例に基づく知事の権限に属する事務のうち、管理者にその権限を委任された事務で

<p>次に掲げるもの</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8) 同条例第7条第1項の規定による放置自動車の引渡し</u></p> <p><u>(9) 同条例第7条第4項の規定による放置自動車の引渡し</u></p> <p><u>(10) 同条例第8条の規定による費用の請求</u></p> <p>30 略</p>	<p>次に掲げるもの</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8) 同条例第7条第1項の規定による廃物の認定</u></p> <p><u>(9) 同条例第8条第1項の規定による放置自動車の処分(当該放置自動車内に放置されている物件の処分を含む。)</u></p> <p><u>(10) 同条例第8条第3項の規定による放置自動車の処分(当該放置自動車内に放置されている物件の処分を含む。)</u></p> <p><u>(11) 同条例第9条の規定による費用の請求</u></p> <p>30 略</p>
--	--

## 附 則

この規程は、鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例の一部を改正する条例(平成21年鳥取県条例第68号)の施行の日から施行する。